

～狩猟税の軽減制度について～

主なポイント

- ☆ 対象鳥獣捕獲員は、**全額免除**となります。
- ☆ 認定鳥獣捕獲等事業者※の捕獲従事者は、**全額免除**となります。
- ☆ 狩猟者登録申請前1年以内に、有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲に従事した者は、通常その者が受ける税額が**半額免除**されます。

軽減制度は、令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録について適用されます。

(令和6年4月1日特例措置の延長が施行されました)

※「認定鳥獣捕獲等事業者」は、鳥獣捕獲等事業の実施体制（安全体制や知識・技能等）が法の基準に適合していると都道府県知事の認定を受けた事業者（法人）であり、「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者」は、認定鳥獣捕獲等事業者に従事する個人の従事者のことです。

狩猟税一覧表

区 分		網猟	わな猟	第一種 銃猟	第二種 銃猟
下記に該当しない者	1) 対象鳥獣捕獲員	全額免除			
	2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	全額免除			
	3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	4,100 円	4,100 円	8,200 円	2,700 円
	1)～3)のいずれにも該当しない者	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円
当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者 (注)①～③に該当する者	1) 対象鳥獣捕獲員	全額免除			
	2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	全額免除			
	3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	2,700 円	2,700 円	5,500 円	2,700 円
	1)～3)のいずれにも該当しない者	5,500 円	5,500 円	11,000 円	5,500 円

- (注) ①県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者
- ②県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事する者
- ③県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族

軽減対象者の要件及び必要書類

次の要件を満たす者が軽減対象者となります。

また、軽減対象者は、狩猟者登録申請時に、次の書類を提出していただく必要があります。

要 件		必要書類
1) 対象鳥獣捕獲員	市町が任命した対象鳥獣捕獲員であること	対象鳥獣捕獲員である旨の市町長の証明書
2) 認定鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」とする。）の捕獲従事者	次の要件をすべて満たすこと ◎登録申請時に認定事業者の従事者であること ◎登録申請前1年以内に、登録を受ける都道府県において、認定事業者の従事者として当該事業に従事した実績があること	次の書類をすべて提出すること ◎認定事業者の認定証の写し ◎認定事業者の従事者である旨の証明書 ◎認定事業者により認定事業が実施されたことの証明書 ◎認定事業に従事した際の従事者証の写し
3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	登録申請前1年以内に、鳥獣保護管理法による許可を受けて、登録を受ける都道府県において、有害鳥獣捕獲等に従事した実績があること（捕獲の有無は問わない）	次の書類をすべて提出すること ◎鳥獣捕獲許可証または従事者証の写し ◎鳥獣捕獲等の結果（捕獲日時・場所等）を記載した書面

(注) 狩猟税一覧表「(注) ①～③」に該当する場合は、併せて市町村長の発行する証明書を提出してください。

お問い合わせ先

狩猟者登録申請のお問い合わせ先：1～4

狩猟税（軽減措置に関すること）のお問い合わせ先：4 及び 5

- 1 西部農林水産事務所林務第一課自然保護係 082-228-2111（内線 5453～5455）
- 2 東部農林水産事務所林務課自然保護係 084-921-1311（内線 2583～2584）
- 3 北部農林水産事務所林務第一課自然保護係 0824-72-2015（内線 2151～2153）
- 4 環境県民局自然環境課野生生物グループ 082-228-2111（内線 2933）
- 5 総務局税務課指導第二グループ 082-228-2111（内線 2331）